

## 11月通常会議 意見書案討論

林 まり

意見書案第21号 巨大災害発生に対する対応体制整備を求める意見書

意見書案第22号 太陽光発電設備のリサイクル推進及び適正な廃棄処理に関する意見書

意見書案第23号 地方税財源の充実確保を求める意見書

意見書案第25号 多様な民意を切り捨てる比例代表議員の定数削減を行わないことを求める意見書

意見書案第28号 外国人を差別・分断する排外主義を許さず、多文化共生社会の実現を求める意見書

についての賛成討論、及び、

意見書案第30号 民主主義の根幹に関わる選挙制度の抜本的改革と、拙速な議員定数削減によらない幅広い合意形成を求める意見書

意見書案第32号 生活者としての外国人への支援強化と、法とルールに基づく秩序ある共生社会の構築を求める意見書

についての反対討論を行います。

まず、意見書案第21号についてです。

頻発する自然災害から住民の生命とくらしを守ることは喫緊の課題です。また大地震も毎年のように発生し、近い将来には南海トラフ巨大地震や首都直下地震などが予想されており、国と自治体が一体となった対策が求められています。

しかし、連携すべき地方自治体には、これら対策に取り組むための予算も体制も現場の技術力も決定的に足りていません。これまで国が押し付けてきた自治体リストラとともに、従来、行政が行ってきた業務を民間に開放する規制緩和が自治体現場の対応力や技術力を低下させました。

災害発生のたびに自治体職員の不足が指摘されてきたにもかかわらず、地方公務員の増員にかじを切らず、会計年度任用職員など非正規公務員の待遇改善もまったく不十分です。頻発する豪雨や地震、土砂崩れや火山噴火など大規模な自然災害に備え、避難所の環境改善や自治体職員・消防職員などの人員を確保し、被災・避難した住民に安定的・継続的な支援ができるよう、国の責任において財源を拡充することが必要であることを指摘し、賛成いたします。

次に、意見書案第22号についてです。

気候変動問題の解決策として、重要な役割を担う太陽光発電は、この10数年で大きく普及が進みました。現在、廃棄という新たな問題に直面しています。太陽光パネルの寿命は一般的に20~30年とされ、廃棄量は2030年代後半以降に急増し、2040年代前半にピークを迎え、年間で最大50万トンにのぼる見通しと言われています。

太陽光パネルの大量廃棄に備えて、リユース、リサイクルを含めた適切な処理が確実に行われるよう、関係省庁・自治体・業界団体で連携のとれた体制を構築することが急がれます。

国は2024年からパネルリサイクルの義務化を目指し検討をしてきましたが、今年8月義務化を断念したと発表しました。これを受け、環境問題などに取り組むWWFジャパンなど9つの市民団体は去る8月29日、政府に太陽光パネルのリサイクル義務化を求める共同声明を発表しました。

この声明では、既設分の対応を含めた太陽光パネルのリサイクル義務化が急務であり、報告義務化や努力義務化では実効性が担保されるか不明と指摘し、製造者にリサイクルを義務づけることで、かかるコストの低減が期待できるとしています。

つまりリサイクル義務化が遅れることは、廃棄物問題への懸念を深め、再生可能エネルギー導入拡大の大きな阻害要因となることから、製造者の責任を明確化することの必要性を指摘し、賛成いたします。

次に、意見書案第23号です。

医療や介護、教育や子育て、災害対策や地域振興など、いま地方自治体が「住民福祉の機関」として果すべき役割がますます重要になっています。政府には、全国の自治体への支援と財源の保障が求められています。

ところが歴代の政権は支援どころか、地方財政を抑制し企業の儲け先をつくろうと、公的サービスの切り捨てや公共施設の統廃合を自治体に押し付けています。さらに地方自治法を改悪し国から自治体へ指示する仕組みを広げるなど、地方自治を壊す政策を次々とすすめてきました。

地方自治体が、住民の命と暮らしを守り、地域再生の取り組みが行えるよう、憲法が謳う「地方自治の本旨」にもとづき自主性と自立性を尊重し、その取り組みに必要な財源を保障することが必要です。

物価高対策として、第219回臨時国会において、日本共産党を含む野党が共同で提出し、実現を求めてきたガソリンの暫定税率の廃止については、「租税特別措置法及び東日本大震

災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案」が11月28日全会一致で可決・成立しました。課題となっていた廃止の財源について、日本共産党は実務者協議などで、大企業優遇税制や金融所得課税の見直しなどを提起し、法案の付則には「法人税関係特別措置の見直し、極めて高い所得に対する負担の見直し等の税制措置を検討」することが盛り込まれました。代替となる恒久財源を確実に確保するためとして、物価高に苦しむ市民に更なる税負担を強いるべきではないことを指摘し、賛成いたします。

次に、意見書案第25号と関連する意見書案第30号を一括して討論いたします。

第219回臨時国会に、自民党と日本維新の会が急遽提出した「衆議院議員の定数削減等に関する法律案」について、野党は一致して「受け入れられない」と主張し、法案は審議入りすらできず、今月17日の本会議で継続審議となりました。

法案の内容は、現行の465から1割削減を目標とし、420以下にするものです。削減方法は衆議院の選挙制度協議会で行うとしていますが、1年以内に結論が得られない場合は、「小選挙区25・比例代表20」の合計45削減の法律改定が施行される“自動削減条項”を盛り込んでいます。なぜ1割削減なのかという理由や根拠も示さず、国民が求めていた裏金事件の全容解明や企業・団体献金全面禁止を棚上げし、定数削減に論点を切り替え、自民・維新両党の「政権合意」を国会と国民に押し付けたものです。

言わずもがな、国会議員は主権者・国民の代表であり、民意を正確に反映した国会での徹底した議論を通じて国の進路を決めることこそが、国民主権の議会制民主主義です。

そもそも、意見書案第25号にある通り、歴史的にも国際的にも日本は議員が少なすぎます。定数削減によって切り捨てられるのは主権者・国民の声です。国民の意見を国会に反映させる手段である議員の削減は、民意の反映に逆行します。地方の議席を減らし、少数意見や少数政党を排除し、若者や女性の政治進出を妨げ、多様な民意の議席への反映をいつそう困難にします。国会に国民の声が届かなくなれば、国会の最も大事な役割である政府監視機能が弱まることは明らかです。

さらに、議員定数削減に合理的根拠は存在しません。このことは、2016年、衆議院議長の下に置かれた調査会が「削減する積極的理由や理論的根拠は見出し難い」と答申しており、国会論戦でも与野党が共有していることです。民意が届く国会へ、選挙制度の抜本改革こそ必要と考えます。

よって、定数削減を容認する内容が含まれる意見書案第30号に反対し、多様な民意を切り捨てることのないよう意見書案第25号に賛成します。

最後に、意見書案第28号と関連する意見書案第32号を一括して討論いたします。

どちらの意見書案も、11月の全国知事会の提言を引き、多文化共生社会の実現をもとめているものの、代案である第32号は、社会保険料の未納防止や投機的な不動産取得の規制強化等の検討を、一部のと断りつつも外国人に限って指摘しています。違法行為やルール逸脱には厳正に対処することに日本人も外国人もありません。文化の違いのため結果的にルール違反になることはあるかもしれません、外国人がとりわけルールを守らないと決めつけて分断や対立をあおる風潮が、地域住民の不安を招いているのではないでしょうか。

外国人にわかりにくいゴミ出しのルールを例に挙げれば、地域の日本人と外国人が協議するなどの取り組みは全国にあります。また、子どもをはじめ帯同家族を中心に、日本語でコミュニケーションがとれるよう文化や慣習を学ぶ取り組みなども行われています。わからない人がわかるように取り組んでいくことが重要であり、違反への制裁で日本人と外国人を区別することこそが、排外主義を助長することになると考えます。

外国人労働者は、「労働力」ではなく、「日本で共に暮らす生活者であり労働者」で、一人の人間です。排外主義を乗り越える共生社会の実現のためには、外国人労働者の受け入れが進む建設・農業・介護・縫製・小売り・宿泊など、産業ごとの実情を踏まえ、重層下請け構造の解消や、中小零細企業の抜本的賃上げ支援と、大企業にその責任を果たさせる国の責任が重要であることを申し添え、意見書案第28号に賛成し、意見書案第32号に反対します。

以上、討論といたします。